ハンドブック活用にあたって

よくある疑問

「男子生徒が女子として学校に来たいと言ってきたらどうしよう…」
スカートを履きたい男子生徒もいるかもしれません。しかし、見た目でわからない生徒もいること、自分から相談できず一人で思い悩んでいる生徒がいることを前提に学ぶことが大切です。５～７％の当事者だけでなく、すべての子ども達へ向けて、前向きなメッセージを発信していきましょう。

こんな雰囲気づくりをめざしましょう

「同性が好きでいいやん、異性が好きでいいやん、好きにならんでもいいやん、好きな服装でイキイキしてる方がいいやん」
「自分のことを大切にしたい」「相手のことも大切にしよう」と思える気持ちが自尊心や他人を思いやる心を育むことにつながります。
まずは職員室から見直してみましょう。職員室から発信することで、先生もクラスの子ども達も過ごしやすくなるはずです。

注意すること

一度決めたルールも、発育に従って状況が変わることもあります。せっかく決めたルールが結果的に不便なルールになってしまっていないか、子どもの目線で定期的に見直してみましょう。
セクシュアリティはゆらぐものです。無理にセクシュアリティを固定させようとせず、その生徒がどの状態がもっとも居心地がいいのか、時間をかけて見守っていくことが大切です。
先生にはカミングアウトしても、友達や親に言いたくないこともあります。保護者の意向をくみ取りつつ、どこまで話していいかは必ず本人に確認してください。

コミュニティスペースへ行ってみよう！

淀川区 LGBT 支援事業では、性的指向や性自認に関わりなく安心して集まれる居場所づくりとしてコミュニティスペースを運営しています。だれが参加しても OK です。先生の参加もお待ちしています！

コミュニティスペースの開催日は、特設ホームページよりご覧ください
http://www.niji-yodogawa.jp/

相談窓口を利用しよう！

性的マイノリティに関する電話相談やメール相談など、一人で悩まずに相談窓口を利用してください。どなたでもＯＫです。

大阪市人権啓発・相談センター
http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000369807.html
相談電話 06－6532－7830
時間 平日(月曜から金曜)9 時～21 時 (施設点検日・年末年始除く)
日曜・祝日 9 時～17 時 30 分
メール相談 「大阪市 メール人権相談」で検索

みんなの人権 110 番(法務省)
電話 0570-003-110
時間 平日(月曜から金曜)8 時 30 分～17 時 15 分(施設点検日・年末年始除く)
インターネット相談窓口
http://www.jinken.go.jp/(パソコン、携帯電話、スマートフォン共通)

本ハンドブックは各区役所のホームページから
ダウンロードすることができます
淀川区役所 http://www.city.osaka.lg.jp/yodogawa/
阿倍野区役所 http://www.city.osaka.lg.jp/abeno/
都島区役所 http://www.city.osaka.lg.jp/miyakojima/

淀川区、阿倍野区、都島区３区合同 LGBT ハンドブック
発行：淀川区役所、阿倍野区役所、都島区役所
協力：ワークショップに参加していただいた教員の皆様
編集：虹色ダイバーシティ&QWRC 共同体
発行日:2015 年 12 月(2018 年 3 月更新)
問い合わせ先：淀川区役所市民協働課
メール tl0002@city.osaka.lg.jp
電話 06-6308-9734
FAX 06-6885-0535